



平成 29 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 経営企画室 広報・IR 課
電話番号 03-5530-3055 (代表)

当社子会社による訴訟提起に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 30 日付け「当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及に関するお知らせ」において、当社元取締役会長の岡田和生氏（以下「岡田氏」といいます。）が行った不正行為に関し、平成 29 年 11 月 27 日付けで岡田氏に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起したこと及び当社子会社である香港法人 Tiger Resort Asia Limited（以下「TRA」といいます。）が同氏に対する損害賠償請求訴訟を提起する予定であることをお知らせしておりましたが、今般、平成 29 年 12 月 27 日付けで、TRA が岡田氏に対して損害賠償等請求訴訟を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社子会社である TRA の岡田氏に対する損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起

(1) 訴訟を提起した裁判所及び年月日

香港特別行政区高等法院（The High Court of the Hong Kong Special Administrative Region）
平成 29 年 12 月 27 日

(2) 訴訟を提起した者（原告）

- | | |
|-------------|---|
| ① 名称 | Tiger Resort Asia Limited（TRA） |
| ② 本店所在地 | Suite 509, Chater House 8 Connaught Road Central, Hong Kong |
| ③ 訴訟における代表者 | TRA 取締役（Director） 麻野憲志 |

(3) 訴訟を提起した相手方（被告）

- 岡田 和生 当社元取締役及び TRA 元取締役
- Okada Holdings Limited

本社所在地： 1401, Hutchison House , 10 Harcourt Road, Hong Kong

3. 李堅 (Li Jian) Goldluck Tech Limited 代表及び同社借入れの保証人

4. Goldluck Tech Limited

本社所在地： P.O.Box 957, Offshore Incorporation Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Island

(4) 訴額

1 億 3605 万香港ドル（当時の為替レートで約 20 億円）

(5) 訴訟の内容

本訴訟は、岡田氏が行った次の 2 件の不正行為に関して、同氏の TRA 取締役としての任務懈怠により TRA が被った損害について、損害賠償請求等を行うものです。

① TRA から Goldluck Tech Limited への貸付

岡田氏は、平成 27 年 2 月から 3 月にかけて、岡田氏及びその家族が所有する Okada Holdings Limited の李堅に対する貸金債権を回収するため、また、美術品代金の支払という個人的な用途に充てる資金を得るため、TRA をして、李堅が代表を務める Goldluck Tech Limited に対して、無担保、無利息で 1 億 3500 万香港ドル（当時の為替レートで約 20 億円）の貸付を行わせ、その資金を Okada Holdings Limited に還流させた。うち、1 億 2005 万香港ドル（当時の為替レートで約 18 億円）が未回収となっている。

② TRA からの小切手の振出し

岡田氏は、平成 27 年 5 月 11 日、自己の個人的な利益を図る目的で、TRA の経理担当者に指示をして、1600 万香港ドル（当時の為替レートで約 2 億円）の名宛人無記名の小切手を作成させ、これに署名して持ち出した。

2. 今後の見通し

本件の進捗に応じて、開示が必要な事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上